

# 一般財団法人 日本医学物理士会 入退会に関する細則

2015年7月15日

#### (目的)

- 第1条 この細則は,一般財団法人日本医学物理士会(以下「本会」という.)の定款第 35 条,38 条に基づき、会員の入退会に関し定める.
  - 2 本会の入退会に関しては、定款による以外は、この細則による.

## (会員の入会基準)

- 第2条 理事会は、一般財団法人日本医学物理士認定機構認定の医学物理士であって本会の目的に賛同する者を正会員とすることができる.
- 第3条 理事会は、一般財団法人日本医学物理士認定機構の物理士試験に合格し、本会の目的に賛同する者を準会員とすることができる。
- 第4条 理事会は、本会の目的に賛同し、その事業を援助する個人又は団体を賛助会員とすることができる、
  - 2 団体である賛助会員は、医学物理・放射線医療に関連する団体であること、

## (入会手続等)

- 第5条 本会への入会を希望する者は,所定の入会申込書に入会金及び会費を添えて申し込まなければならない.入会申込書に代えて本会ホームページのオンライン入会フォームから入会を申込みすることができる.
  - 2 前項の申し込みがあったときは、理事会において会員資格の確認を行い、速やかにその結果の通知をおこなうこと.
  - 3 正会員を希望する者は、一般財団法人日本医学物理士認定機構認定の医学物理士認定証の 写しを本会事務局へ提出すること.
  - 4 準会員を希望する者は、一般財団法人日本医学物理士認定機構の物理士試験の合格証の写しを本会事務局へ提出すること。

## (退会手続等)

第6条 本会を退会しようとする者は,所定の退会届を提出し,理事会の承認を得なければならない. 第7条 会員がその資格を喪失した時は,会員原簿の会員種別を退会とし,履歴として保存する.

#### (再入会手続等)



- 第8条 退会を承認された者が再び入会を希望する場合は、新入会と同じく第35条1項に定める手続を経なければならない. ただし、入会申込書には所定の項目を記入の上、備考欄に再入会である旨を明記しなければならない.
- 第9条 定款第35条3項により会員資格を喪失した者が、再び入会を希望する場合は、滞納会費を完納のうえ、新入会の場合と同じく第35条1項に定める手続を経なければならない。ただし、入会申込書には所定の項目を記入の上、備考欄に再入会である旨を明記しなければならない。第10条 定款第38条2項により本会を除名された者は、原則として再入会を認めない。

### (その他)

第11条 準会員から正会員への資格変更の手続きがあった場合は、理事会で資格の確認を行ない、速 やかに会員資格の変更を行う。また、正会員の資格を有するに至ったと認められる場合は、 理事会は本人に速やかに会員資格の変更申請を行うよう通知する。

# (附則)

- 第12条 この細則の改廃は、理事会の決議により行われる.
- 第13条 平成27年5月31日までに、任意団体日本医学物理士会の会員が本会への入会を希望した場合は、理事会の承認により特段の手続きなく、会員になることができる.